

(裏)

14 条例第6条 第4号及び 第5号の規 定により定め られた地域	(1) 文化財等から 展望できない広 告物等	該当する 展望できない理由 () 該当しない	
	(2) 地盤面からの 高さ	()メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 ($A \times 1 / 3$)	平方メートル
基準を超える彩度の 使用面積		平方メートル	
15 条例第8条 第4号の規 定により定め られた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物 その他の広告物 ()	
	(2) 地盤面からの 高さ	()メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 ($A \times 1 / 3$)	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用面積	平方メートル
	(4) 照明	種類	ネオン管 (露出・その他)、LED、その他
色		赤色光、黄色光、その他 ()	
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。 2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物 又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内 において33メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住 居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまで の面積を記入してください。			